

様式1

事業報告書

(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人社団 柴田医院
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
- その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 滋賀県米原市入江500
- (3) 設立認可年月日 平成6年6月7日
- (4) 設立登記年月日 平成6年6月21日

2 事業の概要

- (1) 本来業務(開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数
診療所	柴田医院	2400108	滋賀県米原市入江500	無床

- (2) 附帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備考
無し		

- (3) 収益業務(社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

種類	実施場所	備考
無し		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和7年5月24日 令和6年度決算の決定

令和8年3月22日 令和7年度の事業計画及び収支予算の決定

令和8年3月22日 令和7年度の借入金額の最高限度額の決定

様式 2

法人名 医療法人社団 柴田医院

※医療法人整理番号

所在地 滋賀県米原市入江500番地

財 産 目 録
(令和 8年 3月31日現在)

1. 資 産 額 258,008 千円
 2. 負 債 額 18,755 千円
 3. 純 資 産 額 239,253 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	239,109
B 固 定 資 産	18,899
C 資 産 合 計 (A+B)	258,008
D 負 債 合 計	18,755
E 純 資 産 (C-D)	239,253

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人社団 柴田医院

※医療法人整理番号

所在地 滋賀県米原市入江500番地

貸 借 対 照 表

(令和 8年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	239,109	I 流 動 負 債	18,755
II 固 定 資 産	18,899	II 固 定 負 債	0
1 有 形 固 定 資 産	8,721	負 債 合 計	18,755
2 無 形 固 定 資 産	930	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	9,247	科 目	金 額
		I 出 資 金	27,978
		II 積 立 金	211,275
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	239,253
資 産 合 計	258,008	負 債 ・ 純 資 産 合 計	258,008

法人名 医療法人社団 柴田医院

※医療法人整理番号

所在地 滋賀県米原市入江500番地

損 益 計 算 書
(自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	27,894
2 事業費用	41,909
本来業務事業損失	14,014
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	14,014
II 事業外収益	588
III 事業外費用	0
経常損失	13,425
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純損失	13,425
法人税等	185
当期純損失	13,611

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 柴田医院
理事長 柴田 将 殿

私は、医療法人社団柴田医院の令和7会計年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されてしているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和8年5月20日

医療法人社団柴田医院

監事 中村 真理